



先

車に乗って犬の散歩をしない

日、軽トラックに乗ったまま犬を散歩させているニュース映像が流れていました。犬を散歩させる際に、自転車に乗っている人は少なからずいますが、そういう人を見ていると犬に引っ張られてフラフラとしていたりするので、結構危ないなと思っていました。しかし、今回は自転車ではなく車に乗って犬を散歩させていたので、ビックリしました。映像を見ると、片手で犬のリードを持って片手ハンドルになっているせいなのか、車体がふらついていてタイヤが縁石に乗り上げて進めず、バックしている様子も映っていました。ということは、犬の動きなどに気をとられて車のコントロールが出来ていないということで、非常に危険な状態で運転していることとなります。安全な運転ができていないと判断されれば、当然「安全運転義務違反」に問われることとなります。車に乗って犬を散歩させるというのは、確実なハンドル操作などができないばかりか、事故を起こす可能性がありますので絶対にやめましょう。

春の健康診断のお知らせ

4/12 (月) から5/22 (土) までに健康診断の受診をお願いします。
期間中に受診出来ない場合、自費にて受診になります。(運輸、東部、夜勤)

先

「妨害(あおり)運転」は損しかない

月も言いましたが、昨年6月から道路交通法が改正されて「妨害運転(あおり運転)罪」が創設され、厳罰化が図られています。このほど警察庁では、昨年6月から12月末までの半年間に「妨害運転(あおり運転)罪」で摘発された件数が全国で58件に上ったことを発表しました。その内訳をみるとは、車間距離を詰める「車間距離保持義務違反」がもっとも多くて13件、前方で急ブレーキを踏む「急ブレーキ禁止違反」が11件、幅寄せなどの「安全運転義務違反」が10件、急な車線変更などの「進路変更禁止違反」が9件などの順になっています。このうち17件に対しては、より罰則が厳しくなる「著しい危険を生じさせた」が適用されています。「妨害運転(交通の危険のおそれ)」の場合は、3年以下の懲役または50万円以下の罰金かつ違反点数25点で、運転免許取消しとなり2年間は運転免許が取得できません。著しい交通の危険を生じさせた場合は、さらに罰則が厳しくなり、3年間は運転免許が取得できません。このコーナーで何度も言っていますが、一時の感情で妨害(あおり)運転をすることほど馬鹿げたことはありません。他人の走行を邪魔をするような運転は絶対にやめてください。

労

自転車利用時でも交通ルールを守ろう

働時間の短縮!と叫ばれ、それと共になぜか増えつつある「自転車通勤」。世の中的にも自転車を利用する機会が広がっており、警察が悪質な自転車を摘発する件数も増えていきます。昨年、全国の警察が摘発した悪質な自転車の件数は、2万5465件で、前年よりも2606件(11.4%)も多くなっており、この5年間で約1.8倍に増えています。違反別に見ると、「信号無視」が1万4344件(前年比15%増)で5割以上に上り、「遮断機が下りた踏切内への立ち入り」が6005件(同1.2%増)、「一時不停止」が1804件(同16%増)の順になっています。また、自転車に関連する事故の死者数は416人で、そのうちの8割の333人が自転車側の違反によるものでした。自転車だからと交通ルールを無視するような運転をしないようにしてください。